

## 川崎町観光協会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、川崎町観光協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、福岡県田川郡川崎町に置く。

(目的)

第3条 協会は、川崎町の観光振興を通じて、豊かで活気のある地域社会を創造し、「まちづくり」に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 点在する観光事業者を取りまとめるネットワークづくりに関すること。
- (2) 多様化する観光ニーズに対応し、地域資源を活用した観光商品づくりに関すること。
- (3) 観光客の滞留、滞在を目指したコンテンツ及び仕組みづくりに関すること。
- (4) 新たな経済効果の創出を目指した仕組みづくりに関すること。
- (5) 誘客を図るための積極的な情報発信、PR活動に関すること。
- (6) 観光振興における人材育成に関すること。
- (7) 隣接する市町村や川崎町の既存観光施設との連携に関すること。
- (8) その他目的達成に必要と認める事業に関すること。

### 第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、協会の目的に賛同するものとする。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するときはその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 協会の名誉をき損し、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 規約又は総会の決議を無視するような行為があったとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。

### 第3章 役員

(役員)

第11条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名(会長、副会長を含む。)

(4) 監事 2名

(選任)

第12条 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

3 理事と監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監事は、会計経理及び業務執行の状況を監査する。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任を妨げない。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員は、無給とする。ただし、会務のため費用を支弁したときは、弁償することができる。

#### 第4章 会議

(会議)

第17条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれに充たる。

(総会)

第18条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の議決事項)

第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他重要事項

(定足数等)

第20条 会員は、それぞれ一の表決権を有する。

- 2 総会は、会員の半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、議長に表決権の委任をすることができる。この場合において、委任者は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

(理事会の議決事項)

第23条 理事会は、規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会によって委任された事項
- (4) 重要事項であって、かつ、総会を開催するいとまがない緊急なもの
- (5) その他理事会の業務執行等に関する事項

## 第5章 会計

(事業年度)

第24条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 協会の経費は、会費、寄付金及び補助金その他の収入をもって充てる。

(決算)

第26条 決算は、監事の監査に付し、その意見を添えて総会の議決を得なければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第27条 協会に事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、協会の業務を処理する。

## 第7章 雑則

(その他)

第28条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年3月30日から施行する。